



2019年5月13日

各位

会社名 プリマハム株式会社
代表者名 代表取締役社長 千葉尚登
(コード番号 2281 東証第1部)
問合せ先 常務取締役内山高弘
(TEL.03-6386-1800)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を第72回定時株主総会（2019年6月27日開催予定）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(1) 提案の理由

当社は、より高いレベルのコーポレート・ガバナンスを確立させるべく、経営体制の更なる効率化と透明性の向上および業務執行の監督機能強化を目的に執行役員制度を改定することとしました。これに伴い、執行役員の位置づけを明確化するため、定款を一部変更するものであります。

(2) 変更内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| 第1条～第18条(条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 第19条～第23条(条文省略) (新設) | 第1条～第18条(現行通り) 第4章 取締役及び取締役会等 第19条～第23条(現行通り) <u>(執行役員)</u> <u>第24条</u> <u>執行役員は、取締役会の決議により選任する。</u> <u>2. 取締役会は、その決議により、執行役員の中から社長執行役員を選定するほか、その他の役付執行役員を選定することができる。</u> |
| 第24条～第37条(条文省略) | <u>第25条～第38条</u> (現行通り) |

以上